

所蔵資料 出し

特別区自治情報・交流センターで所蔵する
東京23区に関する古い資料を蔵出ししてご紹介します。

なぜ「特別区」とよぶのか

本書では、1947(昭和22)年の地方自治法制定により、特別区が「基礎的な自治体」として誕生した意味がわかりやすく解説されています。「特別区という制度は戦後の新しい地方自治法による産物である。正確にいうと昭和二十二年五月にできた。その前は区であっても特別区ではない。」「特別の二字には非常に重要な意味がある。いわば古い区役所とまったく性質の違った自治団体として生まれ変わった意味がそこには表現されているのだ。」としています。

特別区は「自治区」？「行政区」？

当時は特別区の自治権が大きく後退していましたが、東京都との間で問題になっていたのが、特別区を「自治区(市と全く同じ自治権を持つ区)」「行政区(都の直轄機関)」のいずれと位置付けるかという点でした。しかし、区民の生活に直結する問題であるにもかかわらず、区民からは、都区の縄張り争いのように捉えられていました。

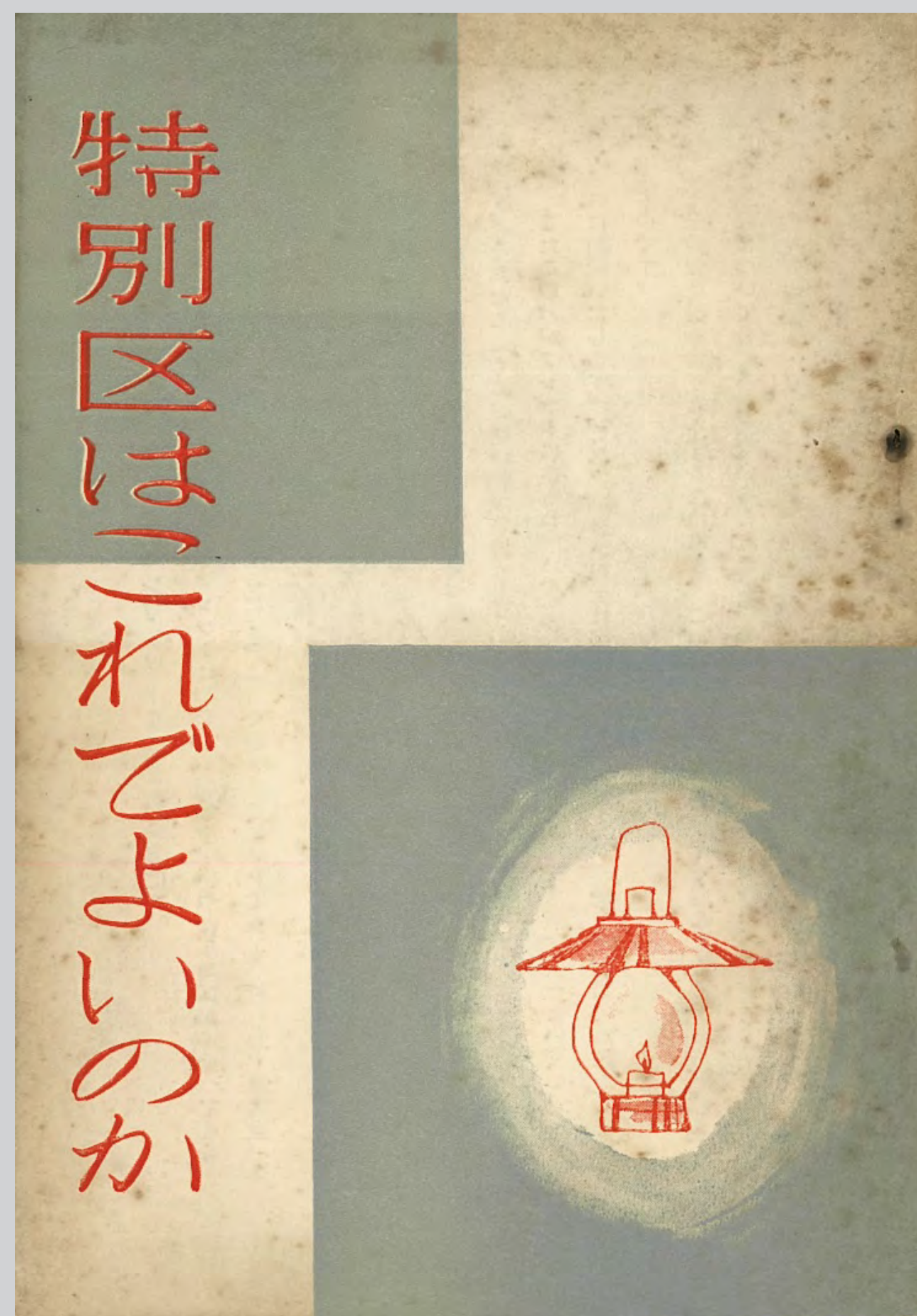
特別区の自治確立のために

そこで、本書では、特別区を行政区にしたい東京都と、自治権拡充を目指す区では考えが全く逆であることを指摘した上で、特別区制度の改革には、区長公選制の復活、特別区を制限自治区(原則としては市と同じであるが、市の仕事のうち、東京の特殊性という事情から、統一処理が必要なものは都が行うという市に準じた自治団体)とすること、住民に密着する事務を都から区へ移譲すること、事務移譲に見合う合理的な財源配分の4つが必要であると述べています。

特別区はこれでよいのか

1957(昭和32)年発行

本書は、東京都政調査会(東京都労働組合連合会と学識者によるシンクタンク。1982(昭和57)年解散)が特別区の自治権確立の意味や現状の問題点を誰にでも分かるようにアピールするために刊行しました。



特別区は	
これでよいのか	
特別区の制度改革がまた問題になったが、それはどういうことか	2
なぜ「区」といわないで「特別区」とよぶのか	9
特別区は住民の要求にどこまで答えられるものか	16
どうして特別区は、こういう状態になつてしまったのか	22
東京のような都会では、住民自治ができないという説は正しいか	28
自治区・行政区・納付区・交付区とはどういうことか	38
都はどう考えているのか また国の考えはどうなのか	42
特別区の側にも反省すべき点が多いのではないか	49
区長公選と特別区の自治確立のために	56

★これらの古い資料は実際に手にとって閲覧いただけます。

興味のある方はお気軽に4階センターのカウンターまでお声がけください。

